雇児発0426第1号 障発0426第1号 平成23年4月26日

福島県知事 郡山市長 殿 いわき市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

福島県内の児童福祉施設等に係る園舎・園庭等の利用判断について

福島県内の保育所等の園舎・園庭等の利用について、別添「福島県内の保育所等の園舎・園庭等の利用判断における暫定的考え方について(通知)」(平成23年4月19日雇児発0419第4号)が発出されました。

ついては、保育所等を除く児童福祉施設等(障害児施設等を含む)についても、検査体制等を考慮し、できる限り速やかに、空間放射線量の測定を行うとともに、空間線量率が保育所等の園舎・園庭等の利用判断における暫定的な目安と同様の環境であれば保育所等に準じた措置を講じる等のご配慮をお願いいたします。

## 《対象施設等一覧》

- 乳児院
- 母子生活支援施設
- 児童厚生施設
- 児童養護施設(地域小規模児童養護施設を含む)
- ・知的障害児施設(通園施設を含む)
- ろうあ児施設
- ・肢体不自由児施設(通園施設を含む)
- 重症心身障害児施設
- 情緒障害児短期治療施設
- 児童自立支援施設
- · 児童相談所一時保護施設

- · 児童自立生活援助事業実施施設
- · 放課後児童健全育成事業実施施設
- ・地域子育て支援拠点事業実施施設
- 一時預かり事業実施施設
- 小規模住居型児童養育事業実施施設
- ・児童デイサービス実施施設
- 日中一時支援事業実施施設
- 婦人保護施設
- 婦人相談所一時保護施設
- ※ 上記施設等のうち、屋外活動がない施設等については対象から除外しても差し 支えない。

福島県知事 郡山市長殿 いわき市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

福島県内の保育所等の園舎・園庭等の利用判断における暫定的考え方について(通知)

去る4月8日に結果が取りまとめられた福島県による環境放射線モニタリングの結果及び4月14日に文部科学省が実施した再調査の結果について,原子力安全委員会の助言を踏まえた原子力災害対策本部の見解を受け,保育所等(認可外保育施設を含む)の園舎・園庭等の利用判断における暫定的な考え方を下記のとおり取りまとめました。

ついては、保育所等の園舎・園庭等の利用に当たり、下記の点に御留意いただくとともに、所管の保育所等及び域内の市町村に対し、本通知の趣旨について十分御周知いただき、必要な指導・支援をお願いします。

記

1. 保育所等の園舎・園庭等の利用判断における暫定的な目安について

保育所等の園舎及び園庭(以下、「園舎・園庭」という。)の利用の判断について、現在、避難区域と設定されている区域、これから計画的避難区域や緊急時避難準備区域に設定される区域を除く地域の環境においては、次のように国際的基準を考慮した対応をすることが適当である。

国際放射線防護委員会(ICRP)のPublication 109(緊急時被ばくの状況における公衆の防護のための助言)によれば、事故継続等の緊急時の状況における基準である  $20\sim100\,\mathrm{mSv}/$ 年を適用する地域と、事故収束後の基準である  $1\sim20\,\mathrm{mSv}/$ 年を適用する地域の併存を認めている。また、ICRPは、2007年勧告を踏まえ、本年 3月21日に改めて「今回のような非常事態が収束した後の一般公衆における参考レベル(%1)として、 $1\sim20\,\mathrm{mSv}/$ 年の範囲で考えることも可能」とする内容の声明を出している。

このようなことから、子どもたちが保育所等に通える地域においては、非常事態収束後の参考レベルの $1-20\,\mathrm{mSv}/$ 年を保育所等の園舎・園庭等の利用判断における暫定的な目安とし、今後できる限り、子どもの受ける線量を減らしていくことが適切であると考えられる。

※1 「参考レベル」: これを上回る線量を受けることは不適切と判断されるが、合

理的に達成できる範囲で、線量の低減を図ることとされているレベル。

また、子どもの受ける線量を考慮する上で、16時間の屋内(木造)、8時間の屋外活動の生活パターンを想定すると、 $20\,\mathrm{mSv}$ /年に到達する空間線量率は、屋外  $3.8\,\mu\,\mathrm{Sv}$ /時間、屋内木造  $1.52\,\mu\,\mathrm{Sv}$ /時間である。したがって、これを下回る保育所等では、子どもが平常どおりの活動によって受ける線量が  $20\,\mathrm{mS}\,\mathrm{v}$  /年を超えることはないと考えられる。また、保育所等での生活は園舎内で過ごす割合が相当を占めるため、保育所等の園庭において  $3.8\,\mu\,\mathrm{Sv}$ /時間以上を示した場合においても、園舎内での活動を中心とする生活を確保することなどにより、子どもの受ける線量が  $20\,\mathrm{mS}\,\mathrm{v}$  /年を超えることはないと考えられる。

- 2. 1. を踏まえた福島県における保育所等を対象とした環境放射線モニタリングの 結果に対する見解
- (1) 文部科学省による再調査により、園庭で3.8  $\mu$  Sv/時間(50 c m高さ:以下同じ)以上の空間線量率が測定された保育所等については、別添に示す生活上の留意事項に配慮するとともに、当面、園庭での活動を1日あたり1時間程度にするなど、保育所等の内外での屋外活動をなるべく制限することが適当である。なお、これらの保育所等については、4月14日に実施した再調査と同じ条件で国により再度の調査をおおむね1週間毎に行い、空間線量率が3.8  $\mu$  Sv/時間を下回り、また、翌日以降、再度調査して3.8  $\mu$  Sv/時間を下回る値が測定された場合には、空間線量率の十分な低下が確認されたものとして、(2) と同様に扱うこととする。さらに、園庭等の空間線量率の低下の傾向が見られない保育所等については、国により園庭の土壌について調査を実施することも検討する。
- (2) 文部科学省による再調査により園庭で3.8 $\mu$ Sv/時間未満の空間線量率が測定された保育所等については、園舎・園庭等を平常どおり利用をして差し支えない。
- (3)(1)及び(2)の保育所等については、子どもの受ける線量が継続的に低く 抑えられているかを確認するため、今後、国において福島県と連携し、継続的な モニタリングを実施することが適当である。

## 3. 留意点

(1) この「暫定的考え方」は、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所の 事故を受け、平成23年4月以降、おおむね8月下旬までの期間を対象とした暫 定的なものとする。

今後、事態の変化により、本「暫定的考え方」の内容の変更や措置の追加を行うことがある。

- (2)避難区域並びに今後設定される予定の計画的避難区域及び緊急時避難準備区域 に所在する保育所等については、園舎・園庭等の利用は行わないこととされている。
- (3) 原子力安全委員会の助言を踏まえた原子力災害対策本部の見解は文部科学省の

ウェブサイトで確認できる。

## 【本件照会先】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

保育課企画調整係

TEL: 03-5253-1111 (内線7920)

FAX: 03-3595-2674

## 別添

児童生徒等が受ける線量をできるだけ低く抑えるために取り得る学校等に おける生活上の留意事項

以下の事項は、これらが遵守されないと健康が守られないということではなく,可能な範囲で子ども等が受ける線量をできるだけ低く抑えるためのものである。

- ①校庭・園庭等の屋外での運動後等には、手や顔を洗い、うがいをする。
- ②土や砂を口に入れないように注意する (特に乳幼児は、保育所や幼稚園において砂場の利用を控えるなど注意が必要。)。
- ③土や砂が口に入った場合には、よくうがいをする。
- ④登校・登園時、帰宅時に靴の泥をできるだけ落とす。
- ⑤土ぼこりや砂ぼこりが多いときには窓を閉める。